

議案第 2 号

特定生産緑地の指定について

1 背景（経緯、法改正）

生産緑地は指定から 30 年が経過する日（以下「申出基準日」という。本市では令和 4 年 12 月 4 日。）以後、いつでも買取申し出ができるようになることから、平成 29 年に生産緑地法が改正され、申出基準日が近く到来する生産緑地について、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取り申出が可能となる期日を 10 年延長する制度が平成 30 年 4 月 1 日に施行された。

また、本市では令和元年 9 月 30 日に碧南市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定し、一団の農地等の面積要件を 500 平方メートル以上から 300 平方メートル以上に緩和した。

2 目的

本市の生産緑地が指定当初の 6 割程度に減少している状況を踏まえ、特定生産緑地を指定することで、申出基準日以後も引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成を図る。

3 内容

特定生産緑地については、令和 2 年 2 月 10 日及び令和 3 年 5 月 7 日付けで案内を送付しており、最終年度である令和 4 年度の事務の集中を分散させるため、申請のあったものから年度毎に指定を行っており、今回は令和 3 年度分として 2 度目の指定となる。

(1) 指定箇所

別紙、特定生産緑地管理図【資料 1】のとおり

（※赤塗り部分が今回の指定部分、緑塗り部分は令和 2 年度に指定した部分、緑枠部分が現状の生産緑地、番号は一団番号、枠内の線は筆界）

(2) 指定対象（一団番号単位、筆ごと）

別紙、特定生産緑地指定一覧のとおり

< 次頁へ続く >

(3) 指定面積等

区 分		面積 (h a)	団地数 (団地)	摘要
生産緑地	平成4年12月指定	69.38	392	
	令和3年11月告示 予定	41.0	300	当初指定の 約41%の減
特定生産緑地 へ移行	令和3年2月指定済 (第1回)	10.84	116	令和3年11月告示 予定の面積に 対する割合
	令和3年11月指定 予定(第2回)	5.71	56	
	計	16.55	172	
移行希望なし	令和3年6月末現在	3.03	19	7.4%
未申請	令和3年6月末現在	21.42	109	52.2%

4 近隣市等の状況

刈谷市、安城市及び知立市は令和3年12月に1回目(計2回)の指定告示を予定
岡崎市、豊田市、西尾市及び高浜市は令和4年度に一度で指定告示を予定

5 今後の予定

(1) 特定生産緑地指定の告示及び所有者等利害関係人への通知
令和3年11月(予定)

(2) 議会への報告

令和3年12月10日(金)開催の経済建設部会にて報告